

令和3年度 第2回高齢者支援部会

議事録

日 時: 令和4年2月 25 日(金)

19 時 30 分～20 時 45 分

場 所: 帯広市役所 10 階 第3会議室

(会議次第)

1 開 会

2 会 議

(1) 令和3年度第1回高齢者支援部会議事録の確認

(2) 令和4年度予算(案)について

3 その他

4 閉 会

(委員・専門委員)

● 出席(8名)

小林委員、山本委員、野水委員、山川委員、畠山専門委員、東専門委員、渡辺専門委員、鈴木専門委員

(事務局)

● 介護高齢福祉課

内藤課長、高橋課長補佐、斉藤係長、新鞍係長、水谷主任

● 地域福祉課

永田課長、山下課長補佐

(議事録)

●事務局

それではただいまより、帯広市健康生活支援審議会 第2回高齢者支援部会を開会いたします。

さて、本日は、委員及び専門委員9名中8名のご出席により、過半数のご出席をいただいておりますので、本専門部会は、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第4条第1項の規定により、成立しておりますことをご報告させていただきます。

議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

事前に皆様へお渡ししております、

- ・会議次第
- ・資料1 令和3年度第1回高齢者支援部会議事録
- ・資料2-1、2-2 一般会計予算案
- ・資料3-1から3-3 介護保険会計予算案

・資料4 介護保険事業の概要

また、本日お席に配布させていただいております、

・委員及び専門委員名簿

・座席表

となります。

不足の資料ございましたら、ここでお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、以後の進行は部会長からお願いいたします。

●部会長

それでは、会議次第の 2 会議 に入らせていただきます。

最初に、(1)の「令和3年度第1回高齢者支援部会議事録の確認」について、であります、お手元の資料1 前回の審議会の議事録を確認いただきたいと思います。

この議事録はこの場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

議事録につきまして、皆様に事前にお送りしておりますが、これに関しまして何かご質問ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。ではご承認いただけたということで、そのように公開させていただきます。

●部会長

次に(2)の「令和4年度予算(案)」について、事務局より説明願います。

●事務局

それでは、資料2-1、令和4年度介護高齢福祉課一般会計予算案(概要)をご覧ください。

まずは、表題のすぐ下でございます、一般会計の総事業費は、7億5,547万1千円となっております。

主な事業費につきましては、その下にあります「老人福祉費」となっておりまして、7億4,570万7千円となっております。

個別の事業費の主な増減の理由につきまして、説明してまいります。

まずは、黒丸2つ目の「老人福祉施設建設補助事業費(債務負担解消)」は5,005万9千円、-2.3%となっております。施設の建設補助の償還につきましては、毎年徐々に減っていくものとなっております。

次に、黒丸4つ目の「高齢者在宅生活支援費(扶助費)」は499万5千円、-2.2%となっております。

これにつきましては、主に、在宅援助サービスの対象者の減少が要因となっております。

次に、黒丸5つ目の「ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業費」は2,025万1千円、-10.7%となっております。

これにつきましては、近年、高齢者の携帯電話所有率の上昇などにより、緊急通報システムの利用者が減っていることが要因となっております。

次に、黒丸6つ目の「敬老祝金支給事業費」は3,117万4千円、+3.4%となっております。これにつきましては、対象となる高齢者数の増が要因となっております。

次に、黒丸7つ目の「介護保険利用者負担軽減対策事業費」は6,689万5千円、-6.0%となっております。

これは、低所得者に対する介護サービス利用料を軽減し、その一部を市費で負担するものとなっております。令和3年度におきましては、制度の対象者の増加傾向を見込んで増額いたしましたが見込みよりも増えなかったことから、これまでの決算状況の推移を勘案して見直したものとなっております。

次に、下から2つ目の黒丸の「地域介護・福祉空間整備費」です。

これは、新規の施設整備だけではなく、施設内の設備、例えば、非常用自家発電設備や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした簡易陰圧装置の設置などに係る補助金となっております。

施設の新規整備は令和2、3、4年度とございません。

また、非常用自家発電設備や、簡易陰圧装置などの設備につきましては、当初予算での計上はございませんので0千円となっておりますが、年度中に国や道の採択がなされた場合は、補正予算により対応していくこととなります。

資料2-2の方に、細かくなりますが、令和元年度以降の事業費別の予算額及び決算額の推移を記載しております。

以上が、令和4年度一般会計予算案の概要でございます。

続きまして、資料3-1をご覧ください。

令和4年度、介護保険会計予算案(概要)でございます。

まずは、表題のすぐ下でございます、令和4年度の介護保険会計の総事業費は、161億6,198万9千円となっております。

次に、前年予算対比で増減率が大きなものについてご説明申し上げます。

左側からですが、「保険給付費」につきましては、後程、資料4の方で説明させていただきます。

中段の、包括的支援事業費中「在宅医療・介護連携推進事業費」につきましては、132万8千円、-60.0%となっております。こちらにつきましては、令和元年度から進めてまいりました、医療・介護専門職間の連携や、相談体制の構築のための取り組みが、令和3年度をもって3年間の集中的取組期間が終了となりましたことから、報償費や委託料が前年対比で減額となっております。

次に、一つ下の囲みの任意事業費中、黒丸2つ目の「高齢者在宅生活支援事業費」につきましては、2,047万9千円、-46.5%となっております。事業中、食の自立支援事業(配食サービス)に関して、民間サービスが充実してきている背景から、令和3年度から事業内容の見直しを行っており、単価の減少に伴い減額としております。

その一つ下の黒丸の「介護給付費等費用適正化事業費」につきましては、342万9千円、-13.3%となっております。給付費通知の発送回数をこれまでの年2回から年1回に減らしたことに伴い、通信運搬費や委託料などで減額となっております。

その一つ下の黒丸の「成年後見制度利用支援事業」につきましては、895万円、-15.9%となっております。弁護士などの専門職の後見人に報酬を支払うことが困難な方のための助成を行っておりますが、申請件数が減少傾向にあることから、主に補助金分が減額となっております。

右側に移りまして、1つ目の囲みの「介護給付費準備基金積立金」、75万7千円、+85.5%につきましては、準備金に係る繰替運用利率を、令和3年度よりも高く見込んでいるため増額となっております。

次に、2つめの囲みの諸費につきましては、これまで「第1号被保険者保険料還付金」と「第1号被保険者還付加算金」と分けて計上していたものを、予算編成上「第1号被保険者保険料還付金」へ集約したもので、総額としては変更ございません。

続きまして、2つ下の囲みの一般管理費中、黒丸一つ目の「一般管理事務費」3,914万円、-23.3%につきましては、令和3年度には3年に一度の制度改正やキャッシュレス納付などに係る介護保険システムの改修費等を計上しておりましたが、令和4年度はそれら大きな改修等がない年となりますので、減額となっております。

また、黒丸二つ目の「一般管理事務費(臨時)」627万5千円、+1745.6%につきましては、令和5年度に

策定する「第九期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基礎資料となる市民アンケートを実施することに伴う増となっております。

一番下の囲みの「介護認定審査会費」1億1,328万4千円につきましては、これまでの介護保険制度改正により、要介護認定更新申請に係る有効認定期間が、24、36、48か月との延長されてきていることにとともに、令和4年度は更新申請の対象となる方が多い年となっております、手数料や調査委託料などが大幅増となっております。

資料3-2と3-3の方に、細かくなりますが、令和元年度以降の事業費別の予算額及び決算額の推移を記載しております。

続きまして、資料4をご覧ください。こちらは、介護保険事業の概要です。

まず、大きい囲みの1番目、「被保険者の状況」についてです。

1番目の「第1号被保険者数(65歳以上)」につきましては、上半分の表につきましては、本市における平成21年度以降の人口や、第1号被保険者数の推移を記載しております。

表の左側、平成21年度の総人口は168,523人、第1号被保険者数は36,711人、被保険者比率は21.78%となっておりますが、右側にずっといきまして、令和3年度におきましては、総人口は165,047人、第1号被保険者数は49,178人、被保険者比率は29.80%となっております。

更に右にいきまして、第八期計画における推計としましては、令和4年度に被保険者比率が30%を超えるものと見込んでおります。

下半分のグラフにつきましては、棒グラフは本市の人口、折れ線グラフは第1号被保険者数となっております。人口は徐々に減少し、逆に、第1号被保険者が徐々に増加していることが分かります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。大きい2番目、「要支援・要介護認定者数」についてです。

表の左端の中段に、「合計④」と書いた行がありまして、こちらが、各年度における要介護認定者数の合計となっております。平成21年度は6,659人となっておりますが、右側にずっといきまして、令和3年度につきましては、10,910人となっております、平成21年度の約1.6倍に増加しております。

更に右にいきまして、第八期計画における推計としましては、令和5年度で11,574人を見込んでおります。

介護度別の傾向につきましては、表の一番下の行に軽度認定者の割合というのがありまして、比較的軽度者である要支援1から要介護1までの方が対象となりますが、令和3年度は57.97%となっております。これまで軽度認定者の割合が増加してきている理由につきましては、介護保険制度が浸透してきていることと、地域包括支援センターなどによります、制度の周知の取り組みなどによりまして、早い段階で介護認定を受け、自立に向けた介護サービスを利用することで、介護の重度化の抑制に繋がっているものと考えております。

今後、団塊の世代の高年齢化により、この割合を維持していくことが困難な状況となっていくことが予測されますが、第八期計画期間中においては、何とか57%台を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。

大きい囲みの2番目、「介護保険給付費の状況」についてです。

左から4列目、第八期計画における計画値の令和3年度がありまして、一番下の合計、146億8,315万6千円を見込んでおりました。右側に4列ずれていただきまして、第八期計画における実績値(見込み)の令和3年度一番下の合計は、145億5,017万8千円となっております。一番右側の列になりますが、計画と実績の対比率につきましては99.1%と、概ね計画どおりに進捗しております。

令和3年度の給付費の増減理由等は、グラフの下段のとおりとなっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

大きい囲みの3番目、「介護サービス別利用量の実績と計画」についてです。

こちらでは、令和3年度のサービスの利用人数や回数における計画と実績(見込み)及び執行率につきまして、サービス種類ごとに比較しています。併せて、令和4年度の計画値及び予算値について記載しております。

左側の表の介護給付のうち、令和3年度の執行率につきまして、計画値と乖離している項目の主だったところとしまして、まずは、短期入所系サービスにつきまして、短期入所生活介護(特養のショートステイ)が78.4%、短期入所療養介護(老健のショートステイ)が58.1%となっております。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、利用回数の減少が主な要因となっております。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、事業所が1か所増えたことに伴う、利用人数の増により119.8%となっております。

次に、一番下にいきまして、施設サービスの介護医療院につきましては、帯広西病院の介護医療院の開設時期が遅れたことに伴う、利用人数の減となっております。

なお、右側の予防給付の表につきましても、介護給付と概ね同様の動きとなっております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

大きい囲みの4番目、「介護保険料の状況」についてです。

1番目の「段階別保険料」につきましては、第七期における平成30年度から令和2年度、第八期における令和3年度からの所得段階別保険料額を記載しております。

第八期の保険料につきましては、基準額となる第5段階におきまして、月額5,890円となりまして、第七期から100円の増となっております。令和4年度については変更ありません。

2番目の「保険料の収納状況(現年度分)」につきましては、表の右下、令和3年度の収納率は12月末時点では66.35%となっておりますが、年度末には例年並みの収納率に落ち着くものと考えております。

その下の3番目、「令和3年度保険料の収納状況」につきましては、特別徴収、いわゆる年金からの天引きと、普通徴収、納付書で納めていただくもの、それぞれの収納状況の内訳を記載しております。

説明は以上でございます。

●部会長

ただ今の説明について、ご意見やご質問はございますか。

資料4の4ページ、「介護サービス別利用量の実績と計画」の中の短期入所系サービスですが、コロナ禍の影響もあると思うのですが、短期入所生活介護の執行率が78.4%、短期入所療養介護は58.1%と少ない状況で、これらのサービスを行っている事業所は大変厳しいのではないかと思います。国からの補助、あるいは市からの補助などはあるのでしょうか。

●事務局

令和2年度の時の話となりますが、通所介護いわゆるデイサービスとショートステイについては介護報酬の請求をする際に2段階上の報酬を算定して良い、という取扱いがありました。

その他には、通所系サービスは延べ利用者数が減少した月は前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少するような場合については、3カ月間、基本報酬に3%の加算を行うことができる特例措置がございます。

感染防止を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続するための臨時措置として、ケアプランに位置付けられたサービス提供時間の半分以上を提供した場合については、一定の条件を満たすことで、ケアプ

ランに対応した報酬を算定することができるというものがあまして、市内のデイサービス事業所についてはこの制度を利用している事業所はないものと把握しております。

その他コロナ関係としまして、市の方では新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査費補助金というものがございまして、入所者の方の任意検査にかかる費用に対しての補助がございまして、申請の状況について、対象者は 124 名いらっしゃる状況です。

●部会長

ありがとうございます。

他にご意見・ご質問ございますか。

●委員

資料4の5ページの「3. 令和3年度保険料の収納状況(12 月末現在)」の滞納繰越分についてですが、いつからいつまでの期間のものを繰越しているのかということと、滞納繰越分にかかる収納率 26.51%ですが、ここで支払っている人たちの収納の機会や背景というものはどういったものがあるのか教えてください。

●事務局

納付期間については税金ですと5年間ですが、介護保険料は、2年間に納付いただく必要があります。

特別徴収の場合は年金からの天引きとなりますので滞納になるということとはございませんが、普通徴収につきましては納付書での支払いとなりますので、こちらの分については滞納となる場合がございます。

普通徴収の場合は納期が 10 期に分かれていまして、特別徴収は年金の支給回数と同じなので6期に分かれています。それぞれに納期限が定められていまして、その納期限から2年間の間に収めていただくこととなります。納めていただくものの滞納になっているものを滞納繰越分といいます。最終的にどうなってしまうかという、まずは、市から市民の方に納付のお声掛けをしていき、督促状や催告書も送付しますし、個別の納付相談も受けております。しかしながら納めていただくことが難しいという方もいらっしゃいます。その際は、相談のうえで納付をお待ちしたりすることもあります。遅れながら納付いただく中で、2年間を経過してしまう場合がございます。

収入や、資産をお持ちの場合は差し押さえをしていくこととなりますが、本当にお支払いが困難という状況の方もいらっしゃいます。この場合は不能欠損といまして、支払いをしたくともできない状況となります。

この不能欠損となった場合、やはり被保険者側にも何らかのペナルティがございまして、給付制限といまして、実際に介護認定を受け、サービスを受ける段階になった際に、例として、通常は1割負担の利用料のところを3割負担となります。滞納していた額や期間に応じて給付制限の期間も変わってきますので、一概に何か月と言いき、1カ月で終了する方もいれば、1年以上制限がかかる方もいらっしゃいます。

●委員

ありがとうございます。

病院に勤めていた頃に、介護保険料を支払っておらず、退院については介護保険のサービスを受けながらでなければ、自宅での生活ができないという方がいらしたのですが、給付制限がネックとなりサービスの導入が難しいというケースで非常に困った記憶があります。

市から介護保険の助成する制度などはありますか。

●事務局

市としては、保険料の軽減の制度がございまして、完全に免除とはなりません。最大半分になるもので

す。また、例えば家が火事になる等の場合については減免ということで保険料が0円になる場合もございます。

●委員

このような軽減制度を利用しても、滞納となるということでしょうか。

●事務局

はい、それでも納めることができないという場合もございます。

●委員

わかりました。

●部会長

他にございますか。

資料3-1の右側の一般管理費の黒丸の2つ目、第九期計画策定実態調査についてですが、従前のとおり実施されるものだと思うのですが、コロナ禍において実施するとなると、少し何か変化はあるのでしょうか。

●事務局

介護保険計画策定に向けた実態調査については国より、質問項目が各自治体に示されます。それを各市町村が調査を実施することになるわけですが、市町村としても質問項目を付け加えたりします。例えば、コロナ禍において、在宅で過ごされる高齢者の方々に対して、実際に外出の状況がどうなのか、ということについては実態として把握していけるのではないかと考えています。

●部会長

わかりました。

他にありますか。

●委員

資料4の2ページ、「2. 要支援・要介護認定者数」ですが、軽度認定者の割合が57%台を第八期計画期間中においてキープ出来たらというお話でしたが、要支援1、2の方を合計すると3,500人程度だと思うのですが、4ページの〔参考〕介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントが、令和3年度の見込みで1,049人となっているということは、総合事業の利用者よりも、介護保険の利用者の方が多い、という捉えですよね。そうなりますと軽度者だからと言って、総合事業のサービスばかりではなく、福祉用具や訪問看護や通所リハといったサービスも求められているということですよ。そうなるとなかなか57%台をキープしていくのは難しいかもしれませんね。

●事務局

今までは軽度者の割合はずっと増え続けていたのですが、今後は減少していくことも十分考えられます。

●委員

総合事業のなかで、専門的なことはヘルパーにお願いし、お買い物やお掃除や料理などは、ヘルパーの資格がなくてもできるようにという仕組みづくりをしようという話だったかと思いますが、そこで生活援助員養成研修の参加者はどのような推移になっていますか。実際コロナ禍で実習などもできないかと思いますが。

●事務局

研修自体は実施しております。何年間か、研修を受けていただいて、ご自身の勉強のためだとかもありつつ、家事援助などについては自分のできることを地域に還元していこうというところで、ようやく実績が生まれてきております。

●委員

実績としてあまり多くはありません、一桁ですが、2年前から5日間の研修を2日間に短縮しまして、年4回程度実施し、研修の回数を増やした分、参加しやすくなったようで、毎回こつこつとコロナ禍ではありますが、受講してくださる方がおります。

多くの方々は自分が介護をして親を看取ったなどの経験を活かして、何か役に立ちたいなという思いで受講される方もおります。最近の印象です。

●事務局

実績については8名の方が生活援助員として就労されております。ただこの数字は令和3年3月31日のものですので、数としては増えております。

この研修が始まったころは、自分の勉強のためという方が多数でしたが、最近は活かしたい、就労したいという気持ちで受講してくださる方が増えてきています。

●委員

継続していけたら良いですね。ボランティア活動をやっておられる方も活動の場が広がっていくと良いですね。

●委員

時間的な問題で、ものすごく活動の時間が短いですよ。1件のお家に伺っても、お願いされたことが終わらないうちに時間になってしまいます。

●委員

訪問型サービスは45分というところが多いですね。

●委員

ヘルパーさんがいる時間がこれだけということだと、お願いされたことが少ししかできない。何か一つでもできれば感謝ですが、以前は時間的に余裕があって、お掃除したり、入浴したり、時間があれば洗濯もできましたが、今は何か一つやるだけで精いっぱい。

なかなか急に何かを変えるということは難しいでしょうけど、コロナ禍で需要が増えてくる利用される方の気持ちが十分でないのではと思うと残念でなりません。

●委員

なにも知らずに恐縮ですが、この“45分”というのは時間が減ったということなのですか。

●事務局

単位が短くなっております。今は45分という時間の中で動いているというのが現状です。利用者の方と少しでも会話をしたりとか、そのような時間は減って、やることを終えたら次に行かねばならないという状況になっているということを聞いたこともございます。

●委員

生活援助員が増えると良いと思う反面、やはりお金が理由になって45分とのことなのでしょうが、ヘルパーさんの移動時間は稼働時間に含まれないので。そうなるとなかなか……。

●委員

利用する方も計画的に、次にヘルパーさんが来た際にはこれを頼んで、ときちんと決めている方もいらして、時間もこれだけだからと、これ以上のことはできないとなると、あきらめの気持ちを持っている利用者の方もいますしね。

知人に利用している人もいますが、仕方ないか、これで我慢するしかないか、という声を聞くと、せっかくこのような良い仕組みがあっても満足いかない、どこかで長い時間かかってもいろんなことができる方が良いと思います。

●委員

ケアプランも難しいところではありますよね。自立支援というところと、ヘルパーさんは家政婦さんではないので、国が決めたことしかできないというのと、自分でできることは自分でやるというのが、重度化の防止につながっていくということもありますし。でも、だれか家に来てくれると生活の励みにもなりますし、あきらめと来週に取っておこうという楽しみ、今週はここまでというあきらめの気持ちと上手に付き合っていけるようなケアプランが大事ですよ。

●委員

そうだと思います。

介護報酬も下がってきたので、それ以上に時間を割くというのは難しいかもですね。制度始まった当初と比較すれば、かなり下がってきています。成り手の問題もありますね。

●事務局

先ほどの話のからみで、生活援助員になった方が、そのあとヘルパーになられている事例も複数件ございまして、やはり自分ができる家事援助からはじめまして更に専門的に学びたいということで、その後ヘルパーさんとして稼働される方もいらっしゃいます。

●部会長

他にありますか。

●委員

資料3-1の右側の下段の介護認定審査会費の認定調査費ですが、29.2%ということで相当上がって

るという状況ですが、先ほどの説明では令和4年度に更新申請を迎える方が非常に多いということなのですが、件数的にはどの程度なのでしょう。例えば、令和3年度と令和4年度でどの程度違うのかですとか。

●事務局

おおよそですが、令和4年度の認定者の全体数として1万1千件程度を見込んでおります。また、令和2年度、令和3年度は非常に認定者数が少なかった状況でした。

●部会長

令和4年度は認定審査会、大変になりそうですか。

●事務局

認定審査会については、毎週火曜日と木曜日に委員の皆様にご協力いただいております。要介護認定者数が今後どんどん増加していくことになると、審査会でさばききれなくなる、件数がたまっていつまわって審査待ちのような状況になってしまいます。国の方で審査の簡素化という制度について考え方が示されておりまして、前回の介護度と今回の介護度で変わらない方については、審査を簡素化したらどうかという考え方が示されております。

帯広市においては二次判定のコンピュータの判断だけではなくて、やはりお一人お一人の様態の審査資料にきちんと目を通して、しっかりとどの程度介護の手間がかかるなということを鑑みたくて認定結果を決めていただいているというやり方をしておりますので、可能な限り今のやり方で進めていきたいと考えておりますけれども、今のところの試算ではございますが、令和7年度には今の審査会でさばききれない件数をオーバーするという状況です。その時期には審査の簡素化について、導入も検討しなければならないと考えております。

●部会長

他にございますか。

●委員

試算をするという言葉がありましたので伺いたいのですが、今後高齢者がますます増加し認定者数も増えてくる見込みの中で、介護職はどの程度必要になるのか、ということは試算されてますか。

●事務局

市独自の数字というのは持っておりませんが、国の方で試算しております。そのうち、帯広市分が一体何人ぐらいなのか国に照会したこともあるのですが、回答を得ることはできませんでした。

帯広市としては、市内の介護サービス事業所に対して、今お勤めになっている方々が無理な残業をすることなく、もう少し余裕のあるシフトが組め、そしてより質の高い介護サービスを提供するために必要な介護人材の状況把握に努めてきております。

伺った意見では、実際にお勤めになっている人の勤務状況はかなり厳しい状況にありますが、各事業所は指定基準を満たして稼働しておりますので、人員が足りているか足りていないかということになれば、基準を満たしていることとなります。

●委員

実際の介護事業所の勤務体制というのはかなりシビアなものだと感じています。どこも大変な状況だとは思いますが。人を補充したいという気持ちはあれど、どこに人材がいるのだろうかという感じです。

自分の勤める法人では、介護職員の賃金をアンケート取ろうという話をしていて、介護職員の待遇が悪いという話が新聞で出たところから取り組んでいるものなので、このくらい給与の水準が上がってきているということを知ってもらうことも介護の人を引き寄せるポイントになると思うんですね。自分たちができることとしてやっているという感じです。

●委員

啓発活動といいますか、良い面をアピールしていくというのは必要ですね。若者が介護福祉士になるという道が狭いといいますか。実際には学校も定員に満たないという状況がある中で、親御さんが大変だからということで勧めない。高校の先生も実は勧めない。若者に情報が届くような仕組みなどが帯広市の取り組みなどで一つあればいいのになと思います。SNS の活用ですとか。実際に志して学んでいる人たちは素晴らしいです。授業の中身や、実際学んでいる人たちの姿というのは活き活きとしています。人と向き合う仕事にむかっていきたい人たちが来ているので本当に素晴らしいです。もっともっとアナウンスが改善していけばいいのになと思います。でも、どのようにしたらよいか具体的にすぐ出ませんが、SNS は活用できるのでと思います。Youtuber とかに周知してもらおうですとか。

●委員

必要な職業にはなっていますが、憧れの職業になっていけるよう、広報活動していかなければなりません。

●委員

帯広市では奨学金というのは出しているのですか。

●事務局

介護職専門の奨学金というのはございません。帯広市の奨学金ということで他の職種を含めた形ではございます。

●委員

もっと奨学金制度も活用できるようになっていくと良いですね。どのような経済状況のご家庭のお子様でも学びたいという気持ちは持っている。看護職よりも補助・助成などの支援が少ないのではないのかなと思います。

●委員

社会福祉法人などは独自の奨学金制度を持っていたりですとか、学びたい子たちを応援しようという取り組みがありますよね。

●委員

償還制の奨学金で良いのでそういう仕組みをデザインしていけたらいいですね。

●委員

看護系であれば、運営している母体が奨学金持っているところありますね。

●委員

例えば、北見市では看護に対しては市に住所がある人に対して申請されたら月額4万円で4年間の奨学金があります。勤めだしたらもちろん返還しますが。

●事務局

奨学金制度を使いやすくする、ということであれば、介護職の部分になりますと北海道社会福祉協議会で実施しております奨学金をご案内しているような状況です。

●部会長

他にございますか。

無いようなので、それでは、以上で予定されていた議事はすべて終了致しました。

本日の高齢者支援部会はこれにて閉会と致します。皆様、大変お疲れさまでございました。